

選定基準(条例第4条)			
(採点基準)優れている=5 やや優れている=4 普通=3 やや劣る=2 劣る=1 採点外=0			
		小計 点	
1.利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること	1-1	放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、利用する児童が家庭的な温かい雰囲気でも過ごせるような取り組み・工夫に関する効果的な提案がされているか。	5・4・3・2・1
	1-2	特別な配慮を必要とする児童への支援の考え方や実施方法が具体的に示され、児童が安心して利用できることを期待できるか。	5・4・3・2・1
	1-3	児童育成支援内容や行事等について、事業者独自ノウハウを生かした独自性のある提案であるか。	5・4・3・2・1
	1-4	利用者ニーズ並びに苦情等の収集及び対応方針について、具体的かつ優れた提案がされているか。	5・4・3・2・1
	1-5	保護者との情報共有について、頻度や内容、連絡ツールなどが適切かつ十分であるか。	5・4・3・2・1
2.公の施設の効用を最大限に発揮するものであること	2-1	事故やケガの発生時の対応は体制が整っているか。また、未然に発生を防ぐための取り組みが行われているか。	5・4・3・2・1
	2-2	災害発生、不審者対応等の緊急時対応について、対応体制が具体的であり、効果的と認められるか。	5・4・3・2・1
	2-3	児童のアレルギー対応について、おやつ提供時の配慮や発作を起こした際の対応等の対策が具体的かつ効果的と認められるか	5・4・3・2・1
	2-4	個人情報保護や情報セキュリティ対策について、保護や管理への対応が十分であるか。	5・4・3・2・1
	2-5	職員の児童への虐待等の防止について、適切かつ効果的な対策が講じられているか。	5・4・3・2・1
	2-6	放課後児童支援員の配置及び組織体制は適切であるか。	5・4・3・2・1
	2-7	現場の指導員へのバックアップ体制等が整っており、指導員が保育に専念、働きやすい配慮がされているか。 例:事務処理を現場に過度に負担させていないか、欠員補充が適宜可能か、など。	5・4・3・2・1
	2-8	安定した指導員等の確保体制や、欠員等が生じた場合の対策等について、実績に基づいた具体的な提案がされているか。	5・4・3・2・1
	2-9	指導員の能力向上(保護者への接遇、児童育成支援の技能等に関するもの)について、研修等の支援体制が十分に整備されているか。	5・4・3・2・1
	2-10	地域住民や大谷東小学校その他関係機関との協働や連携について、必要性について十分認識し、地域性や学童保育館の特性を踏まえた取り組みの提案があるか。	5・4・3・2・1
3.公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の削減が図られるものであること	3-1	提出された事業計画書、収支計画書等について、指定管理料の積算は適切にされており、疑義のある項目はないか。	5・4・3・2・1
	3-2	運営経費について、サービス水準を維持しつつ、縮減の見込みはあるか。	5・4・3・2・1
4.公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	4-1	経営状況に問題がなく、業務を安定的に継続する能力(資産・ノウハウ・人員等)が認められるか。	5・4・3・2・1
5.その他、市長が別に定める事項	5-1	事業者の提案内容及び提案方法は、公募要項、仕様書、及び自らの提案書の趣旨に基づく、適切なものであるか。	5・4・3・2・1
	5-2	市内に事業所等を有しているか。または令和8年3月31日までに、有する予定があるか。なお予定の場合は、事業計画書(様式第2号)に具体的に記載をすること。 (本店(予定も含む):5点、支店・営業所(予定も含む):3点、なし:1点)	5・3・1
	5-3	「放課後児童対策パッケージ2025(令和6年12月)」における放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型、あるいは類似事業の実施実績があり、かつ小山市が実施する放課後子ども教室等の課外活動との連携、協力等を見込めるか。	5・4・3・2・1